四　法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる書類

イ　対象区域内家屋又は法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は対象区域内償却資産の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約する書類

ロ　対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が存したことを証する書類及び対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ　政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで又は同条第二十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては対象区域内償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二十四条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　政令附則第三十三条第二十五項の規定の適用について、同項中対象区域内家屋（同条第二十三項第一号に規定する対象区域内家屋をいう。次項第四号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

附則第二十五条の見出し中「附則第三十四条第三項の」を「附則第三十四条第九項に規定する」に改め、同条第一項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第九項」に改め、同項第一号ハを次のように改める。

ハ　当該被災自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第百十三条第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(2)及び第四項第一号ハ(2)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(3)　既に法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(3)及び第四項第一号ハ(3)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(1)に掲げる代替自動車を除く。）

(5)　既に法附則第五十七条第四項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(5)及び第四項第一号ハ(5)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(2)に掲げる代替自動車を除く。）

(6)　既に法附則第五十七条第五項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(6)及び第四項第一号ハ(6)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車（(3)に掲げる他の自動車を除く。）

附則第二十五条第一項第二号中「登録事項等証明書」の下に「（第四項第二号において「登録事項等証明書」という。）」を「証明した書面」の下に「（第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）」を加え、同条第二項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第九項」に改め、同項第一号ハ中「規定する二輪自動車等」の下に「、同条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等又は同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等」を加え、同項第二号中「証明した書面」の下に「（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）」を加え、同条第三項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第九項」に改め、同項第一号ハ中「認める小型特殊自動車」の下に「、同条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車又は同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車」を加え、同条に次の六項を加える。

4　政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ　法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ　当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第百十三条第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3)　既に法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(1)に掲げる代替自動車を除く。）

(5)　既に法附則第五十七条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(2)に掲げる代替自動車を除く。）

(6)　既に法附則第五十七条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車（(3)に掲げる他の自動車を除く。）